

公益財団法人日本国際フォーラム定款

(The Charter of The Japan Forum on International Relations, Inc.)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本国際フォーラム(The Japan Forum on International Relations, Inc.) と称する(以下「本フォーラム」という)。

(事務所)

第2条 本フォーラムは、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 本フォーラムは、わが国の対外関係のあり方および国際社会の諸問題の解決策について、広範な国民的立場から、諸外国の声にも耳を傾けつつ、常時継続的に調査、研究、審議、提言するとともに、それらの調査、研究、審議の成果を世に問い、また提言の内容の実現を図るために、必要と考えられる発信・交流・啓発等の事業を行い、もってわが国および国際社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本フォーラムは、前条の目的を達成するため、対外関係および国際問題等に関し、つぎの事業を行う。

- (1) 調査、研究、審議、提言すること。
- (2) 内外において会議、シンポジウム等を開催すること。
- (3) 内外の関係機関・団体等と交流、提携、協力すること。
- (4) 定期または不定期に出版物等を刊行すること。
- (5) インターネットを活用した情報の普及および交流を図ること。
- (6) その他理事会において必要と認める事業を行うこと。

2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第2章 財産および会計

(財産の構成)

第5条 本フォーラムの財産は、基本財産および運用財産の2種類とする。

2. 基本財産は、つぎに掲げるものをもって構成する。

- (1) 本フォーラムの公益財団法人への移行時に第4条の事業を行うために不可欠な財産
- (2) 理事会および評議員会で基本財産とすることを決議した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

- 第6条 本フォーラムの財産は、理事会の定める財産管理規則に従って、理事長が管理する。
2. 本フォーラムの経費は、運用財産をもって支弁する。
 3. 基本財産のうち現金は、銀行預金等元本保証の安全確実な方法で保管しなければならない。
 4. 基本財産は、これを処分し、または担保に供してはならない。ただし、理事会において議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決および評議員会の承認があるときは、この限りでない。

(事業年度)

第7条 本フォーラムの事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第8条 本フォーラムの事業計画および収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事がその案を作成し、理事会の議決を経て、評議員に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の事業計画および収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告および決算)

- 第9条 本フォーラムの事業報告および決算は、毎事業年度終了後、代表理事がつぎの書類の案を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告とその附属明細
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)とそれらの附属明細
 - (3) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類は、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。
 3. 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。また、第1項の書類については、評議員会および理事会の議事録とともに、これをその主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第3章 評議員および評議員会

(評議員)

- 第10条 本フォーラムに評議員(Trustees)5名以上15名以内を置く。
2. 評議員は、本フォーラムの理事または監事もしくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の選任および解任)

- 第11条 評議員の選任および解任は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、理事会において決議された選任および解任の候補者について、評議員会において行う。
2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員およびその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期および解任)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
3. 評議員が、つぎのいずれかに該当するときは、評議員会は、議決に加わるのできる評議員の3分の2以上の議決によってその評議員を解任することができる。ただし、この場合、評議員会はその議決をする前にその評議員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。
4. 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の報酬)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した金額を、報酬として支給することができる。

(評議員会の権限)

- 第14条 評議員会(Board of Trustees)は、すべての評議員をもつて構成し、つぎの事項について決議する。
- (1) 役員および評議員の選任
 - (2) 役員および評議員の解任
 - (3) 役員の報酬の額

- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告および決算の承認
- (6) 基本財産の処分または除外の承認
- (7) 合併、事業の全部または一部の譲渡
- (8) 残余財産の処分
- (9) その他評議員会で決議するものとして、法令またはこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第15条 評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回定時評議員会を開催するほか、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(評議員会の招集)

第16条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2. 前項の規定にかかわらず、評議員は、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を理事長に対し請求することができる。
- 3. 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4. 第2項の請求をした評議員は、請求後6週間以内を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(評議員会招集の通知)

- 第17条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、書面をもって会議の日時、場所、目的を示した招集の通知を発しなければならない。
- 2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第18条 評議員会の議長は、その都度出席した評議員の互選により、選任する。

(評議員会の定足数)

第19条 評議員会は、評議員現在数の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(評議員会の決議)

第20条 評議員会の決議は、法令およびこの定款の第29条(役員解任)、第42条(定款の変更)および第43条(合併等)に別段の定めのある場合を除いて、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員会の決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第22条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、出席評議員の中からその評議員会において選任された議事録署名人2名と議長が署名、押印しなければならない。

第4章 役員および理事会

(役員の種類および定数)

第24条 本フォーラムに、つぎの役員(Officers)を置く。

- (1) 理事(Directors) 5名以上15名以内
 - (2) 監事(Auditors) 2名以内
2. 理事のうち、2名以内を代表理事(Representative Directors)とする。
 3. 代表理事以外の理事のうち、3名以内を業務執行理事(Operational Director)とする。

(役員を選任)

第25条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 代表理事および業務執行理事は、理事会(Board of Directors)の議決によって理事の中から選任する。
3. 理事会は、その決議によって理事の中から、会長(Chairman)、理事長(President, CEO)各1名のほか、副会長(Vice Chairman)若干名、副理事長(Vice President)、専務理事(Senior Executive Director)、常務理事(Executive Director)各3名以内を選任することができる。
4. 前項の会長および理事長をもって代表理事とし、専務理事および常務理事をもって業務執行理事とする。
5. 監事は、本フォーラムの理事または使用人を兼ねることができない。
6. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
7. 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
8. 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務および権限)

第26条 会長は、本フォーラムを代表し、その業務を総理する。また、理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

2. 副会長は、会長を補佐する。
3. 理事長は、本フォーラムを代表し、会長の意を受けて、本フォーラムの業務を掌理する。また、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
4. 副理事長は、理事長を補佐する。また、会長および理事長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
5. 専務理事は、理事長および副理事長を補佐する。

6. 常務理事は、理事長、副理事長および専務理事を補佐する。
7. 理事は、理事会を構成し、第32条に定める理事会の職務を行う。
8. 代表理事および業務執行理事は、毎事業年度ごとに4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監視し、財産および会計を監査して、その報告書を作成し、第9条第1項に定める事業報告等に添えて、評議員会に提出する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、当フォーラムの業務および財産の状況の調査をすることができる。
3. 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、監事はこれを理事会に報告しなければならない。
4. 前項の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求することができる。また、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。
5. 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
6. 監事は、理事会および評議員会に出席するものとするが、議決権は有しない。

(役員任期)

第28条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
3. 理事または監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任したあとも、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第29条 理事または監事が、つぎのいずれかに該当するときは、評議員会は、議決に加わることできる評議員の3分の2以上の議決によってその理事または監事を解任することができる。ただし、この場合、評議員会はその議決をする前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事および監事には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、その職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2. 理事および監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員等報酬等規約による。

(理事の取引の制限)

第31条 理事がつぎに掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のために本フォーラムの事業の部類に属する取引をすること。
- (2) 自己または第三者のために本フォーラムと取引をすること

- (3) 本フォーラムがその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本フォーラムとその理事との利益が相反する取引をすること。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成し、つぎの職務を行う。

- (1) 本フォーラムの業務を執行すること。
- (2) 理事の職務の執行を監督すること。
- (3) 会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事を選任し、あるいは解任すること。
- (4) 評議員会の日時、場所および議事に付すべき事項を決定すること。
- (5) その他理事会で決議するものとして、法令またはこの定款で定められた事項を決議すること。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、毎事業年度2回以上、理事長が招集し、理事長がその議長を務める。

2. 第1項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときまたはつぎの各号の一に該当する場合には、理事長はその請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

(1) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき

(2) 第27条第4項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき

3. 前項の請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事または監事は、理事会を招集することができる。

4. 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。

(理事会の決議)

第34条 理事会の決議は、法令およびこの定款の第6条第4項（基本財産の処分等）に別段の定めのある場合を除いて、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

3. 理事または監事が理事および監事の全員に対して理事会に報告すべき事項（第26条第8項の報告を除く）を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(理事会の議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、出席代表理事及び監事が、署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 顧問および参与

(顧問)

第36条 本フォーラムに、顧問(Advisors)50名以内を置くことができる。顧問のうち、3名以内を最高顧問(Supreme Advisors)とすることができる。

2. 顧問は、会長の諮問に応じて、本フォーラムのあり方に関し、会長に対し助言を行う。
3. 前項の助言を行うため、顧問会議(Board of Advisors)を開催する。顧問会議の議長は、その都度出席した顧問の互選により、選任する。
4. 顧問は、本フォーラムに功労のあった者のなかから、会長が委嘱する。ただし、理事会の承認を得なければならない。
5. 顧問の任期については、第28条第1項の規定を準用する。
6. 顧問には会議に出席した場合に御車代5千円に限り報酬として支払うことができる。

(参与)

第37条 本フォーラムに、参与(Counselors)50名以内を置くことができる。参与のうち、5名以内を最高参与(Supreme Counselors)とすることができる。また、3名以内を常勤参与(Full-time Counselors)とすることができる。

2. 参与は、理事長の諮問に応じて、本フォーラムの事業等に関し、理事長に対し助言を行う。
3. 前項の助言を行うため、必要に応じ参与会議(Board of Counselors)を開催する。参与会議の議長は、その都度出席した参与の互選により、選任する。
4. 参与は、高度の一般のまたは専門的識見を有する者のなかから、理事長が委嘱する。ただし、理事会の承認を得なければならない。
5. 参与の任期については、第28条第1項の規定を準用する。
6. 非常勤参与には会議に出席した場合に御車代5千円に限り報酬として支払うことができる。また、常勤参与には、その職務遂行の対価として報酬を支給することができる。
7. 参与には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
8. 前2項に関しては、第30条第3項の規定を準用する。

第6章 会員

(会員)

第38条 本フォーラムの目的に賛同し、その活動を支援する法人または個人を会員(Members)とする。

2. 会員は、つぎの3種類とする。
 - (1) 法人正会員(Corporate Members)
 - (2) 法人準会員(Associate Corporate Members)
 - (3) 個人会員(Individual Members)
3. 会員の入会、義務、特典等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員規則のとおりとする。

第7章 委員会

(委員会)

第39条 理事会の下に、その指示または要請を受けて本フォーラムの事業を支援し、あるいは実施す

る機関として、つぎの委員会(Committees)を設置する。

- (1) 本フォーラムの財務的基盤を強化するための財務委員会(Finance Committee)
- (2) 本フォーラムの事業活動について助言するための運営委員会(Steering Committee)
- (3) 対外関係および国際問題等に関して中長期的な提言を行うための政策委員会(Policy Committee)
- (4) 対外関係および国際問題等に関して適時緊急の提言を行うための緊急提言委員会(Emergency Policy Committee)

(委員)

第40条 前条に定める委員会の委員は、理事長が委嘱する。

第8章 定款の変更等

(定款の変更)

第41条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決によって、この定款を変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条及び第12条についても適用する。
3. 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第42条 本フォーラムは、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 本フォーラムは、基本財産の滅失による本フォーラムの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 本フォーラムが公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により本フォーラムが消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人である場合を除く)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消の日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 本フォーラムが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 雑則

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

(定款施行のための規約および規則)

第47条 この定款の施行のために必要な細則は、つぎの2種類とする。

- (1) 評議員会の定める定款施行のための規約
 - (2) 理事会の定める定款施行のための規則
2. 役員報酬等規約(第30条)等の規約は、評議員会において、これを定める。
 3. 財産管理規則(第6条第1項)、会員規則(第38条第3項)等の規則は、理事会において、これを定める。

(附則)

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、同法第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. 本フォーラムの最初の代表理事は、今井 敬、伊藤 憲一とする。
4. 本フォーラムの最初の評議員は、つぎに掲げる者とする。

井上 明義	歌田 勝弘	大宅 映子	黒田 眞	小池百合子
田中 達郎	築館 勝利	野上 義二	袴田 茂樹	服部 靖夫
広中和歌子	廣野 良吉	吉田 春樹		

2011年3月28日内閣総理大臣認定

2011年4月1日設立登記、施行

2013年6月17日一部変更

2014年9月8日一部変更

2015年6月1日一部変更

2017年1月27日一部変更

2018年6月11日一部変更

2023年6月26日一部変更